

5 起業の方法

(1) 起業のステップ

起業を志向し、何を行うかを決めたら、次のようなステップを踏んで、具体的に起業について検討します。

ア 事業計画書の作成

事業計画書とは、今後どのように事業を進めていくのか、売上高や損益をどの程度見込んでいるかなどをまとめたものです。その計画を策定する上でのポイントには、次のようなものがあります。

① 事業内容の明確化

どのような「商品」又は「サービス」を、誰に対して提供するのかを明確にします。

② 競業他社の把握

同業種の動向や競合他社の状況を把握し、自社の優位性や差別化できる点について検討します。

③ 経営計画の妥当性

仕入計画、開発・生産計画、販売計画などを検討するに当たり、見通しに甘さはないか、無理のある資金計画になっていないかなどを確認し、事業を継続的に行うことができる計画となっているかを確認します。

④ リスクとその解決策

リスク分散の方法や、実際に問題が発生した場合の対処方法、解決策を検討します。

⑤ 借入金返済計画や収支予測

資金の調達先や借入金の返済計画が現実的なものとなっているかを検討するとともに、収支予測を行います。

イ 資金計画の作成

起業するに当たっては、開業資金が必要になります。また、開業後は、事業が軌道に乗るまでの運転資金も必要です。そのため、資金計画の作成が不可欠となります。

① 自己資金の洗い出し

次の項目について金額を算出し、自己資金の状況を確認しておきましょう。

$\text{自己資金} = \text{資産合計} - \text{負債合計} - \text{生活必要経費}$

資 産：預貯金、各種積立金、保険、株券（各種有価証券）、不動産、自動車、貴金属、退職金、その他

負債：各種ローン、滞納金、その他
生活必要経費：当面の生活費、緊急時の費用、その他

② 独立前に必要な資金の算出

起業の準備段階で必要になる資金としては、次のようなものがあります。

事務所の経費：敷金、礼金、保証金、仲介手数料、契約料、駐車場代、その他

設備費：内装工事費、外装工事費、配管工事費、看板作成費、その他

備品費用：デスク、椅子、キャビネット、パソコン、パソコン周辺機器、
ソフトウェア、書籍、文具事務用品、消耗品、自動車、その他

③ 独立後に必要な資金の算出

人件費：給料、保険・年金、福利厚生費、交通費、その他

事務所維持費：家賃、光熱水道費、修繕費、看板使用料、その他

仕入れ関連費：仕入れ、外注費、材料費、加工費、その他

この他にも、リース費用、広告費、税金等が考えられます。

これらの資金を洗い出した上で、資金計画を立てる必要があります。資金計画は、可能であれば数年先までを見据えて考えておくことが重要です。

(2) 法人の種類・設立方法

ア 起業形態の選択

事業プランが完成したら、次に、事業をどのような形態で行うかを検討します。具体的には、法人を設立するか否か、法人を設立する場合はどのような形態とするかを判断します。

業種にもよりますが、起業当初は法人を設立せず、まずは個人事業主として事業を開始し、経営基盤や資金面の体力が整った段階で、節税効果等の観点も踏まえて法人化するケースも多くみられます。

会社法に基づく会社の種類は、株式会社と持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）の2種類に大別されます。持分会社は、社員（出資者）自らが業務執行を行う会社であり、いわゆる所有と経営が一致している点にその特徴があります。

このほか、営利を目的としない法人として、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人などがあります。

種 類	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
設 立 時 の 最低社員構成	有限責任社員	有限責任社員	無限責任社員（１名） 及び有限責任社員	無限責任社員 （１名）
経 営 者 の 責 任 範 囲	有限責任	有限責任	無限責任及び有限責任	無限責任
取 締 役	１名以上	不 要	不 要	不 要

イ 株式会社の設立手続

株式会社の設立には、発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける「発起設立」と、発起人以外の者にも株式の引受けを求める「募集設立」という方法があります。

① 設立準備

会社名（商号）、事業目的、本店所在地、発起人、役員、資本金の額などを決定し、会社の各種印鑑を作成するとともに、発起人及び役員予定者の印鑑証明書を取得します。

② 定款の作成・認証

商号・事業目的など、会社の組織や活動内容を定めた定款を作成し、公証人役場で認証を受けます。

③ 資本金の払込み

発起人が、それぞれの出資分を銀行等の金融機関に振り込みます。

④ 登記申請

登記用の書類を作成し、本店所在地を管轄する法務局で設立登記を申請します。

※ 株式会社の設立手続等については、下記の「(3) 起業・創業支援機関等」を参照してください。

ウ NPO法人の設立手続

① 設立発起人会・設立総会の開催

設立の目的や活動内容、定款等について検討するため設立発起人会を開催し、その後、設立総会を開催します。

② 各種申請書類の作成と申請

各種申請書類を作成し、所轄庁に提出します。

③ 縦覧・審査

提出された書類は受理後２週間、公衆（一般）の縦覧（閲覧）に供され、その後の審査を経て、縦覧期間経過後２か月以内に認証又は不認証が決定されます。

④ 法人設立登記

認証書の交付後、法務局において設立登記を申請します。

※ NPO法人の設立手続等については、「内閣府NPOホームページ」内の「NPO基礎知識」 (<https://www.npo-homepage.go.jp/about>) を参照してください。

(3) 起業・創業支援機関等

新たに事業を開始するに当たり、情報提供や相談支援等を行っている機関があります。起業・創業を検討されている方は、これらの機関から提供される情報を活用するとともに、アドバイザーなどの専門家に相談するなどして、事業計画の具体化を図ることが重要です。資金調達、事業計画作成、販路開拓などの各段階に応じて活用することができます。

【参考Web情報】…… 主な創業支援機関等

- ・ 中小企業庁HP「創業・ベンチャー支援」

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>)

- ・ 中小企業庁HP「都道府県等中小企業支援センター等」

(https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html)

- ・ (独) 中小企業基盤整備機構「J-NET21」 (<https://j-net21.smrj.go.jp/>)

- ・ (一財) ベンチャーエンタープライズセンター (VEC) 「起業環境整備事業」

(<https://www.vec.or.jp/>)

- ・ (株) 日本政策金融公庫「新たに事業を始めるみなさまへ 創業支援」

(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/>)

- ・ 起業支援プラットフォーム「DREAM GATE」

(<https://www.dreamgate.gr.jp/>)